2024年3月22日 参議院総務委員会　会議録抄

地方税法・地方交付税法等改正案（2024年度予算案関連）②

**○岸まきこ**立憲民主・社民の岸真紀子です。

　前回の地方税法、地方交付税法改正案の審議に引き続き、今日も質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　まず、本年１月１日に発生しました能登半島地震で犠牲となられた皆様に心から哀悼の意を表します。また、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

　私も、被災の大きかった富山県の高岡市、氷見市、そして石川県の輪島市と能登町など、現地に行って、その状況、被災の状況を見てきたり、あとは被災者からお話を聞いてきました。改めて被災の大きさを知るとともに、輪島市においては、火災によって一円が火災の跡というのも見てきました。本当に甚大な被害を生んでいます。

　地震によるこの被害について、今もなお多くの住民が避難している実情を踏まえて、長期的な息の長い支援というものが必要になっています。松本大臣には、被災者支援や復旧復興に向け、被災自治体の要望に応えていただくことを冒頭にお願い申し上げます。

　本日は、この間も各会派からも話題となっていましたが、消防行政について私もお伺いをさせていただきます。

　能登半島地震発生からいち早く広域的、全国的な応急体制を図ったのが消防機関であったと承知しております。総務省消防庁を始めとする各関係者の皆様の対応に改めて敬意を表します。

　この応急体制における経緯や従事した消防本部職員の延べ人数等、今日までの支援の全体状況、そして、これらの対応を通じて把握された支援、応急体制に関する課題や教訓等を最初にお伺いいたします。

**○五味裕一　消防庁次長**　能登半島地震における消防の対応につきましては、消防庁長官の指示により、発災当初から、約2,000名規模の緊急消防援助隊が出動するとともに、地元消防本部と協力し、総力を挙げて災害対応に当たったところでございます。

　緊急消防援助隊として、274の消防本部からの陸上部隊と24団体からの航空部隊とを合わせ、延べ約59,000名、延べ約59,000名が出動し、消火・警戒活動や倒壊家屋からの救助・捜索活動、避難所からの救急搬送、ヘリによる孤立集落からの救助や物資搬送、病院や高齢者施設からの転院搬送など、被災地で求められる様々な活動に取り組み、石川県内応援隊等とともにこれまでに435名を救助、3,500名を救急搬送いたしました。

　課題についてもお尋ねございましたが、発災当初においては、輪島市などの被災地までの道路が一部使えない状況となっておりました。このため、使用可能な道路を使うとともに、自衛隊や海上保安庁とも連携して、空路、海路で災害現場に向かうなどしたところでございます。また、最低気温が氷点下となる日や降雪の日があるなど厳寒期の災害であったことから、防寒対策をしながらの活動となりました。

　これらの点を含め、今回の災害対応につきましては、緊急消防援助隊として出動した隊員からも意見を聞くなどして検証をし、今後に生かしてまいります。

**○岸まきこ**ただいま課題についてもお話がありました。道路が一部使えなかった、あと、やっぱり石川県ということもあって、すごく厳寒な地域であって、寒さに、特に全国から応援に行くので、寒さ対策が不十分であったというような課題がありました。引き続き、この点は応援部隊からもきちんとお話を聞いて、今後に備えていただくことをお願いいたします。

　さて、３月12日の当委員会での質疑で、救命救急など一刻を争う事態において、緊急支援、援助に従事した消防職員の手当の問題が議論となりました。消防職員の高い使命感により、全国的で即時の応急体制が可能になっている現状と捉えています。それに応えることや、今後もその士気を維持するためには、処遇など適切な措置を講ずるのは政府として当然の責務であると考えます。

　今回の能登半島地震は、消防庁長官の求めから指示に切り替え、そして掛かる費用は国費により賄われていますが、議論となった手当について、東京消防庁職員の手当額と同額で警視庁職員は措置され、そして自衛官については防衛省の職員の給与等に関する法律施行令において一日1,620円と支給額の均衡が図られているものと承知しています。この額が適切なのかどうかはちょっと疑問がありますが、少なくともこの額を下回る地方自治体、消防本部は地方公務員の給与に関する均衡原則に反するものであるという重大な認識を持つべきであり、国費で行われる同一災害の救命救助という観点を踏まえる必要があります。

　重ねて、一刻も早く適切な措置を講ずるべきと考えますが、見解を伺います。

**○五味裕一　消防庁次長**　緊急消防援助隊として派遣された隊員も含めた消防職員の手当は、地方公務員法に基づき、国家公務員や他の地方自治体の状況を考慮して各団体の条例で定められることとされております。この度の令和６年能登半島地震における緊急消防援助隊の隊員に対しましては、各団体の条例に基づき、時間外勤務手当、夜間勤務手当や特殊勤務手当等が支給されていると承知をしております。

　消防庁におきましては、緊急消防援助隊の出動に係る手当について、より具体的に実態を把握するため、まずは各消防本部における実情をしっかりと把握した上で必要な対応について検討してまいります。

**○岸まきこ**先ほども言いましたが、やっぱり求めとか指示によって国費又は地方交付税で措置しているのであれば、これはやっぱり一刻も早くきちんと措置、各自治体で手当を出すように指導、指導というか助言をするべきだというふうに考えています。まずはその調査を行ってということなので、今後も引き続きこの課題については適切に質疑等をさせていただきたいと考えます。

　発災した能登半島地域にある消防本部において、消防庁が定める消防力の整備指針に基づく消防職員の整備率、いわゆる充足率という言い方でしょうか、これはどのようになっているんでしょう。現状をお伺いいたします。

**○五味裕一　消防庁次長**　消防力の整備指針というのがございますが、これは市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものでございまして、市町村においては、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものでございます。

　お尋ねの消防職員の整備率でございますが、令和４年度における消防施設整備計画実態調査において、全国平均で79.5％、石川県内は平均で80.4％、今回の能登半島地震で甚大な被害を受けた輪島市、珠洲市等を管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部では88.3％であると承知をしております。

**○岸まきこ**　全国平均よりはやや上回っているという数値にはなっているものの、やっぱりこの充足率というのが、本来であれば100であるのが望ましいんですが、やっぱりその九割を下回っているという実態があります。

　広域的、全国的な支援、応急体制の重要性は明らかではありますが、より広範な規模での災害が、もっと広範囲で起きた場合であったり、この度の能登半島地震における、先ほども言った、道路損壊状況、土砂崩れの多発などにより現場到着に困難が生じたということを考えると、支援、応急体制にも限界にあることが現実の問題として捉える必要があります。

　その意味で、緊急消防援助隊の充実強化を始めとする広域的、全国的な支援、応急体制にばかりに依存するのではなく、大規模災害に際しても可能な限り主体性、主体的な対応を可能とする個々の、言わば地元のですね、消防本部の体制や機能の充実をより一層強化していかなければならないと考えます。

　松本大臣も、半島で起きた今回の地震を踏まえて、自前消防のこの必要性というのは重々、同じ認識に立っていただいていると存じますが、大臣の見解をお伺いいたします。

**○松本剛明　総務大臣**　委員からも御指摘がございましたように、大規模災害が発生した際には、緊急消防援助隊などの応援部隊の到着前に被災地の消防本部自らが初動対応を行うところでありまして、それぞれの消防本部の体制を強化することは大変重要であるというふうに認識をいたしております。

　消防本部の体制強化に向けましては、消防本部の広域化を推進をさせていただいておりまして、広域化に伴う消防本部の規模の拡大や人員の効率化等により、災害等が発生した際に直ちに出動できる現場活動要員の増強、新たな消防車両や高度な資機材の導入による機能の強化、消防署所の再配置等による現場到着時間の短縮などといった消防力の強化を期待させていただいているところでございます。

　総務省としても、消防車両、資機材の整備や消防署所の再配置など、広域化に伴い必要となる経費に対する地方財政措置、消防広域化推進アドバイザーの派遣などを通じて消防本部の広域化に関する必要な支援に取り組んできたところでございます。

　消防庁が定めている広域化の基本指針についても、今年度中に改正し、令和６年４月１日までとしている推進期限を延長するとともに、地方財政措置の拡充や広域化の優良事例の紹介等、各種支援の充実を図ってまいります。

　各消防本部の災害対応能力の強化に資するよう、広域化による消防本部の体制強化に積極的に取り組みたいと考えております。

**○岸まきこ**　ただいま答弁いただいたとおり、その広域化というのも一つの手法かもしれませんが、やっぱりそこの地域地域によっての特性も違いますし、個々のケースによって異なると考えています。

　先ほど御答弁いただいた、奥能登消防本部というんでしょうかね、そこの充足率としては88.3％というふうに全国平均に比べると高いようにも思いますが、あの地域で、やっぱりそれぞれの町が分散しているというんでしょうかね、市街地が分散しているような状況の中で、果たしてそれが本当に十分なのかどうかというのはもっともっと考えていかなきゃいけない課題だと考えています。

　常備消防力の充実強化について、2024年度当初予算案や消防防災に関する地方財政措置において、各消防本部の基盤となる消防職員の確保はどのような措置が講じられているのか、お伺いします。

**○五味裕一　消防庁次長**　消防職員数につきましては、近年増加している救急需要や激甚化、複雑化する災害等に対応するため、一貫して増加してきております。

　こうした状況を踏まえ、令和６年度の地方財政計画におきましては、定年引上げに伴う一時的な増員への対応も含めまして、前年度比813人を増員して計上しているところでございます。

**○岸まきこ**　2024年度の地方財政計画上は、500人増員に加え、定年引上げに伴う一時的な313人増員で全体的に813人増員とのことですが、まだまだ不十分であることを指摘します。

　その上で、近年、消防防災行政の充実強化に向け、徐々にではありますが、消防職員の増員に関する措置が図られているものと承知しています。2023年度の地方財政計画においても、同じく500人の増員が措置されてきました。

　そこで、この計画上の500人の増員は、全国に消防本部が722存在しているんですが、その下で、１消防本部当たり１人増員にも満たないのではないかという疑問があります。現実には、どれだけの消防本部に何人の増員が具体化されたのか、お伺いします。

**○五味裕一　消防庁次長**　地方財政計画における消防職員の計上に関する基本的な考え方でございますが、職員数の実態などを勘案いたしまして当該年度に必要な職員数を計上しているところでございます。

　御指摘のとおり、令和５年度の地方財政計画におきましては、近年消防職員が増加している状況等を踏まえまして、前年度比500人を増員して計上したところでございます。なお、令和５年４月現在の実際の消防職員数は前年と比べて351人の増加となっております。

**○岸まきこ**　前年度より351人という増加に昨年というか今年度はなっているというところです。

　能登半島地震は改めてこの消防の体制強化の必要を提起したものであり、少なくとも消防力の整備指針を充足することの対応が求められています。現実には、消防力の整備指針が、先ほども答弁にあったとおり、あくまで市町村が目標とすべき水準にとどまっており、このことから、守らなくてもいいと形骸化しているのではないかという問題があります。体制整備が進んでいないのではないかということです。

　目標ではなくて最低基準というふうに明確にする必要があるのではないかと考えますし、また、それに必要な財源を国の責任で準備するなど、抜本的な措置を講じることが必要と考えますが、答弁をお願いいたします。

**○五味裕一　消防庁次長**消防力の整備指針でございますが、消防庁が、消防組織法第37条に基づき、市町村に対しまして、御指摘ございましたが、市町村が目標とすべき消防施設及び人員の整備水準を消防庁長官が勧告をしたものでございまして、市町村においては、この指針を目標にしつつ、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められているものでございます。

　地震等の大規模災害を始め複雑多様化する災害や事故に対しまして国民の安心、安全を確保していくためには、必要な装備や人員の確保、充実が重要であると認識をしております。令和４年度の消防職員の整備率は全国平均で79.5％、職員数にして167,404名となっておりまして、平成24年度と比較して３％、9,653名の増加となっておりまして、消防職員の整備率は上昇している状況でございます。

　今後とも、消防庁といたしましては、消防力の整備指針の趣旨を踏まえ、人員、施設など必要な消防力を確保できるよう、各消防本部に対し、整備状況について定期的な調査を行い公表するとともに、地方財政措置や国庫補助制度の内容の周知を図るなど、必要な助言を、助言や支援をしてまいりたいと存じます。

**○岸まきこ**　消防庁長官が全国の消防本部にとって頂点にあって、すごく効力が高いことは分かるんですが、勧告しているからといって、それがその、きちんと、でもやっぱり目標でしかないというところは指摘せざるを得ません。改めて、最低基準にすべきではないかというのを検討していただきたいということを申し入れておきます。

　近年の救急搬送件数の増加に伴い、救急車の現場到着の全国平均時間が2022年において10.3分となり、10分の壁を超えたと現場では衝撃が走っています。年々到着時間が延びているといった問題が起きています。

　その主たる要因の一つとして高齢者の増加が指摘されていますが、そうであれば、地域ごとの高齢化率と救急需要に一定の相関関係が認められているのか、お伺いいたします。

**○五味裕一　消防庁次長**　全国的に救急搬送者数が増加している中で、増加者数の多くは65歳以上の高齢者でございまして、搬送者に占める高齢者の割合は、平成24年度は53.1％、平成29年は58.8％、令和４年は62.1％と年々増加していることから、高齢化と救急需要には一定の相関関係があると考えております。

　また、救急需要には一定の地域差があり、比較的都市部の方が１万人当たりの救急出動件数が多いといった傾向も見られます。

**○岸まきこ**　今の答弁では、高齢化率と都市部というふうに地域性の特徴もあるんだよという御答弁をいただきました。

　次に、現場到着時間は、医療側の受入れ体制を始め、前後の救急出動など、ケース・バイ・ケースによるところではありますが、その延伸の全体的な要因は救急の供給体制の整備に問題があるのではないでしょうか。

　例えば、現場到着時間が全国平均より恒常的に遅い消防本部、あるいは高齢化率の高い地域に所在する消防本部に対し、人員の増加を重点的に配分するような措置が講じられているのかどうか、お伺いします。

**○五味裕一　消防庁次長**　消防庁が策定をしております消防力の整備基準、整備指針では、管内人口に加えまして、高齢化の状況や救急搬送件数等の地域の実情も勘案した上で必要となる救急自動車及び救急隊員を配置することとしておりまして、各消防本部ではこの指針に基づいて救急隊の計画的な整備に取り組んでいるところでございます。

　具体的には、救急出動データを分析いたしまして、高齢者ごとの救急車の利用率が、高齢者ほど救急車の利用率が高いことを踏まえまして、年齢ごとの救急車の利用率を基に将来の救急需要をきめ細かく算出し、戦略的に救急隊の増隊に取り組んでいる事例もございます。

　こうした取組を各消防本部に周知するなど、各地域の実情に応じ、救急需要の増加に対して適切な体制の整備が図られるよう取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　救急搬送の現場到着時間が延びていることについて、需要の適正化を図ることへの対応とともに、やはり何より必要なことは、救急体制の整備、特に救急隊員の増員が必要です。

　10年前と比較すると、救急隊員数は、2013年ですと60，383人だったのが、2023年で66,616人と約10％増えているのに対し、現場到着時間の全国平均は、2012年で8.3分から2022年10.3分と、約24％延びています。これは明らかに、救急需要の増加に対し、それを賄う体制の整備が果たされていないことを表しているのではないかと考えます。

　抜本的な体制整備を図る大幅な増員とともに、今後も救急需要の増加が続くことから、体制整備について基準を設けるなどの措置を講ずるべきと指摘し、消防庁の見解をお伺いいたします。

**○五味裕一　消防庁次長**まず、先ほどの答弁におきまして、搬送者に占める高齢者の割合につきまして、24年度は53.1％と申し上げましたが、24年でございまして、間違いでございました。ここで訂正をさせていただきます。

　高齢者人口の増加に伴いまして救急需要は今後も増加する見込みとなっておりますことから、各消防本部では救急隊の計画的な整備に取り組んでおりまして、総務省では救急業務に当たる消防職員に係る普通交付税措置を拡充してまいったところでございます。

　そうした中で、令和５年４月１日時点の救急隊数は平成25年から355隊増加しております。また、同時点の救急隊員数は平成25年から6,233名増加しているところでございます。

　またさらに、救急隊の適時適切な利用を推進するため、救急安心センター事業、＃7119の全国展開に取り組んでおり、財政負担に対して特別交付税措置をしているところでございまして、令和６年１月時点で人口カバー率は58.9％となっております。

　さらに、救急業務の円滑な実施に向けて、マイナンバーカードを活用した救急業務について来年度から全国的な実証事業を行うこととしております。

　引き続き、現場の声を丁寧に聞きながら、救急需要の増加に対して各地域において適切な救急搬送体制が取られますよう取り組んでまいります。

**○岸まきこ**マイナンバーカードとかという問題はこの後また質問で取り上げていきますが、緊急消防援助隊を充実強化する一方で、先ほどから言っているように、高齢化に伴い増加する一方にある救急搬送への対応など、消防職員の増加に、増員に対するニーズは、消防本部の規模の大小とか地域の違いにかかわらず、全ての消防本部における切実かつ喫緊の課題であると考えます。

　例えば、交代制勤務の体制について、二部制を取っている消防本部に優先的な増員を措置するなど、きめ細かい、そして実効性のある増員を講じるための措置を消防庁は検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

**○五味裕一　消防庁次長**　増加する救急需要への対応につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、各消防本部において救急隊の計画的な整備に取り組んでいるところでございますが、さらに、これに加えまして、運用面で弾力的な措置を講じているところでございます。

　消防庁において全国の47消防本部に対して行ったヒアリングによりますと、夏の熱中症や冬の感染症など救急需要の増大時期に合わせ救急隊を臨時的に増やす取組、また救急需要が増加する日中のみ活動する救急隊を常設的に増やす取組、また高齢化の状況や現場到着時間などを勘案し救急隊を戦略的に増やす取組を行っている消防本部があると承知をしております。

　こうした運用面を含めた弾力的な取組を各消防本部に周知するとともに、現場の声を丁寧に聞きながら、引き続き救急搬送体制の強化に取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　本当に今、その運用面で臨時の救急車を設置するとか、そういうことも重要ではあるんですが、現場ではやっぱり、救急で本当に寝る間もなく、そして、休む、二部交代制だと休む間もないというのが大きな負担になっているので、やはりそこにきめ細やかに重点的にやるべきだということを改めて申し入れておきます。

　この間も何度か委員会で私もただしてきたところですが、救急搬送業務、特に新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえた措置についてお伺いします。

　昨年５月８日、新型コロナウイルス感染症について感染症法上の位置付けが２類から５類に変更されて、それ以降においては、昨年夏季の第９波感染拡大、さらには一時期はインフルエンザとのダブル流行が懸念されてきましたが、消防庁は救急現場における対応、対策についてどのような措置を講じてきたのか、お伺いします。

**○五味裕一　消防庁次長**　新型コロナの５類感染症への移行前は、新型コロナ患者からの救急要請があった場合、基本的には保健所等が医療機関の選定を行っておりましたが、５類移行に伴い、医療機関への受入れ照会も救急隊等が行うことになっております。消防庁では、令和５年３月、全国の消防機関に対してこの変更点を周知するとともに、都道府県医療衛生部局や医療機関と連携を図り、５類移行後の救急搬送体制の確保に万全を期すようお願いをしたところでございます。

　また、移行後も、新型コロナの感染拡大期には各消防本部において予備の救急車を活用し、救急需要の急増時に活動する臨時的な救急隊の増隊、救急需要がより多い日中に活動する日勤救急隊の増隊など必要な体制を確保するとともに、救急隊員は感染予防策を徹底した上で救急活動を行ってまいったところでございます。

　こうした対応は引き続き必要であり、今後とも、通知や研修などを通じこのような取組を全国の消防本部に共有するとともに、必要なときに必要な体制が取れるように全国の消防本部に働きかけてまいります。

**○岸まきこ**　ピーク時においては救急搬送困難事案が週当たり8,000件を超える重篤な事態となったと承知しておりますが、コロナ禍におけるこの救急搬送の詳細な検証は行われているのでしょうか。

**○五味裕一　消防庁次長**新型コロナ禍の救急搬送の状況につきまして、救急搬送困難事案の推移を見ますと、例年、夏と冬は救急出動件数が多くなっております。夏は熱中症の増加と新型コロナの流行が重なること、冬は寒さによる脳血管障害患者などの増加と新型コロナの流行が重なることにより、救急出動件数が更に多くなるとともに救急搬送困難事案が増加したと考えられます。

　また、救急業務のあり方に関する検討会におきまして、救急搬送困難事案が多く発生している消防本部に実情を聞き、その傾向分析を行いましたところ、救急搬送困難事案のうち、傷病者が高齢者である場合は重症、中等症の占める割合が多く、傷病者が若年層である場合は軽症の占める割合が多かったほか、新型コロナの流行のピーク時は軽症者の数が４、５倍程度に急増していることが明らかになりました。

　こうした検証結果につきましては全国の消防本部や厚生労働省に共有し、対策に生かしてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　本当に、次の感染症、新たな感染症に備えもあるので、しっかりとここ検証していくことが重要です。

　救急業務のあり方に関する検討会において、コロナ禍における救急業務の実情の検証、そしてそれを踏まえた対応策の検討が行われてきたと存じていますが、特に救急需要の適正化という視点のみが主になっていることに疑問があります。もちろん、その適切な救急利用というものは重要ではありますが、一方で、重要なのは救急供給体制の強化拡充ではないでしょうか。

　需要の適正化と両者を一体的に検討、措置すべきではないかと考えますが、見解はいかがでしょうか。

**○五味裕一　消防庁次長**　新型コロナ禍の救急搬送の実情や検証結果を踏まえますと、新型コロナの流行のピーク時には救急搬送困難事案のうち傷病者が軽症である者が急増したことから、委員御指摘ございましたが、救急車を呼ぶべきか相談できる救急安心センター事業、＃7119の活用や、救急車を呼ぶべき症状などを分かりやすく示した救急車利用マニュアルの地域住民に対する周知など、救急車の適時適切な利用を促しているところでございます。

　こうしたものに加えまして、夏と冬に救急搬送困難事案が急増したことから、救急需要の増大時期に合わせ救急隊を臨時的に増やす供給側の取組を推進したところでございます、しているところでございます。

　さらに、救急搬送困難事案が増加いたしますと救急隊員の負担が重くなることから、救急隊員の疲労度に応じた交代や救急業務におけるＤＸの推進など、救急隊員の職務環境の一層の整備を図っているところでございます。

　今後とも、消防庁では、＃7119の受付体制の充実強化、救急隊の臨時的な増隊の実施、救急隊員の疲労度に応じた交代などの具体的な取組事例を全国の消防本部と共有し、救急搬送体制の充実強化を図ってまいります。

**○岸まきこ**　消防庁はよく＃7119を前面に出してくるんですが、それでは解決しないんじゃないかと思います。

　新型コロナウイルス感染症による救急搬送困難事案のうち、最も深刻なケースはどのようなものがあったのか。具体的には、搬送時間が最長となった事案、現場での搬送先照会件数が最多となった事案をお伺いします。

**○五味裕一　消防庁次長**消防庁では、全国の主な52消防本部を対象に、週単位で救急搬送困難事案を集計しているところでございます。

　令和３年から令和５年にかけての新型コロナウイルス感染症の流行期において、多くの救急搬送困難事案が発生しているところでございます。

　その中には、現場滞在時間が約47時間となった事案や医療機関への受入れ照会回数が277回となった事案もあり、いずれも命に別状はない事案ではございましたが、傷病者が高齢であり、発熱に加えて嘔吐や呼吸苦などの症状も見られたことから、コロナ禍で病床の空き状況が逼迫する中で受入れ病院の選定が極めて厳しい状況となったケースでございました。

**○岸まきこ**　皆さんもびっくりしませんか。最大で47時間搬送に掛かって、しかも病院に問い合わせた件数が277回というふうに異常な数値になっているんです。この方は幸いにも命には別状がなかったと報告を受けましたが、それによって救急車がその間使えなかったということを考えると、ほかの傷病者がどうなったのかというところが課題になっています。

　救急搬送困難事案が生じた最大の要因は、やはり感染症に対応可能な移送先というか搬送先、要するに医療機関における病床や外来などの圧倒的な不足にあったと言わざるを得ません。それでも、救急側における課題として、救急需要に応えるために、現場では一生懸命、件数の適正化とともに、いかに搬送時間を短縮するかということに努力をしてきました。搬送先の照会件数もどうやって減らすのかというのがとても必要になっています。そのことについて消防庁としてどのように考えているか、お伺いします。

**○五味裕一　消防庁次長**　救急搬送を円滑化するためには、119番通報の前の段階、119番通報を受けて救急隊が出動する段階、救急隊等が受入れ医療機関に照会する段階のそれぞれに応じた対策を講じることが重要だと考えております。

　119番通報の前段階の対策といたしましては、救急安心センター事業、＃7119の運営体制を強化することで不要不急な119番通報が減り、軽症者の救急搬送困難事案の回避につながると考えられます。

　119番通報を受けて救急隊が出動する段階の対策といたしましては、救急隊を臨時的に増隊することで出動可能な救急隊を一定数確保でき、救急隊の現場到着時間の大幅な延伸を防ぐ効果があると考えられます。

　また、救急隊が受入れ医療機関に照会する段階の対策でございますが、地域のメディカルコントロール協議会と連携した医療機関への積極的な受入れ要請や、関係機関と連携した搬送先調整、搬送先調整体制の整備があり、搬送先の円滑な決定につながると考えられます。

　消防庁から全国の消防本部に対しましてこうした対策の具体例を示し、必要な取組の実施を促すとともに、課題に直面した消防本部への助言や、全国の主な消防本部同士で情報交換をする場を設けるなど、今後とも必要な取組を推進してまいります。

**○岸まきこ**　前段答弁いただいた、前段階の＃7119では足りないということを問題意識として言っているので、後半のメディカルの方ですね、その医療機関にいかに早く運べるかということの方が課題になっています。

　救急現場の負担を減らす観点から、2023年度補正予算及び2024年度予算案で措置されているマイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化、円滑化に向けたシステム構築については、私は、これはあくまでも一つの事例であって、メリット聞こうと思ったけど時間がないので飛ばしますが、あくまでも、こればっかりでは全く解決できないんですね。住所とか名前とか、その程度しか分からないので、本来であれば、これだけでこの救急隊員の状況が軽くなるというわけではございません。

　現場の救急隊員の業務上の負荷の軽減に寄与するＤＸの推進は、救急車又は救急隊員にタブレット端末を配備、配付し、医療機関における最新の搬送受入れ可能情報を把握するなどにより、搬送時間の大幅な短縮と救急隊員による医療機関への受入れ照会の減少などの効果があるのではないかと考えるんです。むしろ、こっちの方がすごく大事で、全国の消防本部のうち、このような事業を実施しているのはどの程度あるのか、お答え願います。

**○五味裕一　消防庁次長**救急業務においてデジタル技術を積極的に取り入れることで円滑な救急活動や救急隊員の事務負担の軽減等の効果が期待できることから、救急業務のデジタル化は重要であると認識しております。

　令和５年４月１日現在、全国722消防本部のうち92.4％の667消防本部において、救急業務にタブレット、スマートフォン又はノートパソコンが活用されております。このうち約半数の消防本部において、医療機関の受入れ可否情報を端末上で確認することで医療機関選定を支援する機能、また、救急隊が入力する搬送実績に係る情報を救急隊と医療機関の間で共有することで医療機関の選定を支援する機能、また、救急隊が入力する傷病者情報を救急隊と医療機関の間で共有することにより医療機関側の受入れ体制を支援する機能を有するシステムが導入されているところでございます。

**○岸まきこ**今答弁いただいたように、それぞれの消防本部で独自にいろんなシステム、医療ＤＸと連携したような救急搬送のシステムが構築されています。

　医療機関においてタイムリーな病床の使用であったり病床の空き情報というのが入力できるかというのは、医療現場にも負担を掛けるのでなかなか難しい課題があるものの、消防庁が主体となって、国の事業としては、このようなシステムを全国的に措置したり展開することの方が、これからますます高齢化に伴う救急搬送の増加への対応であったり次の感染症危機への備えとしては有効ではないかと考えますし、また、これもう必要不可欠なところまで来ていると考えています。

　松本大臣に前向きな答弁をお願いいたします。

**○松本剛明　総務大臣**　地域ごとに搬送件数や医療機関の状況が様々でございますが、傷病者を円滑かつ速やかに医療機関に搬送する上で、救急隊がデジタル技術を活用して医療機関と連携を取ることは有効だと考えております。

　今次長からも御説明をさせていただきましたが、消防庁が昨年調査を行ったところ、搬送件数が多い大都市圏を中心に多くの消防本部で、医療機関と連携して情報システムを活用し、空き病床数や受入れ可否などの情報を把握しているとの回答がありました。具体的には、都道府県単位の取組として、医療担当部局と連携してシステムを構築している例が多く、医療ベンチャー企業が開発したシステムを導入した事例もあると承知をしております。

　救急隊の受入れ可否等の情報把握には医療機関の医療担当部局の協力が不可欠となりますので、厚生労働省と連携し、医療機関と消防本部の連携の先進事例について地域の状況に応じた横展開が進むように取り組んでまいりたいと思っております。

　ここまでの御議論も拝聴させていただきましたけれども、そもそもの需要があって、到着までの状況があって、そしてそこから言わば受入れ可能先を見付ける段階があって、医療機関の受入れがと様々な段階がある中で、それぞれ何ができるかということではないかというふうに思います。

　先ほども言われましたマイナンバーカードも、今、厚生労働省と連携して、マイナンバーカードによって医療情報が取得をできることによって医療機関を見付けることが早くなる、これは実は一昨年の秋に実証実験でおおむねその方向が確認をされているところでもありますので、今申し上げたような様々な段階で進めていきたいと思っております。

　令和６年度も、これはかなりの消防本部でお受けをいただける、実証実験に更にお受けをいただける状況になってきておるところでございますが、他の分野でもそうですが、今、ＤＸにつきましては、先進事例を更に前に進めることと先進事例を速やかに横展開をすることのこの２つを同時に進めることが必要だと思っておりますので、是非それを心掛けてまいりたいと思っております。

**○岸まきこ**　大臣、前向きな御答弁ありがとうございます。

　是非、マイナンバーカードでの救急搬送のときの利用はもう少しやっぱり検証していきながら、それよりもやっぱり、病床数がいかに空いているところがあるかというシステム構築に力を入れていただきたいのと、消防隊員を増やしていくための財政措置を改めてお願いを申し上げます。

　地方財政計画についてちょっと最後に質問させていただきたいんですが、人件費の増や物価高騰の影響を勘案し、指定管理料も含めた委託料を想定し、３百億円が計上されました。

　３月19日の参議院予算委員会において我が会派の鬼木誠議員からも松本大臣に質問していますが、管理手数料や契約金額の見直しが適切に実施されるように総務省としても必要な措置をお願いいたします。局長から答弁お願いします。

**○大沢博　総務省自治財政局長**　地方財政計画に３百億円、これは委託料について適切に積算をして計上したものです。これについては、地方団体に繰り返し説明会等で要請をし、説明、内容についても説明させていただいておりますが、これからまた交付税の具体的な算定にも入りますので、また改めて地方団体にも説明、周知をしていきたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　引き続き、これからの説明会でも、どうしても委託先であったり指定管理先の賃金向上につながっていかないという事例も多々見受けられますので、総務省としてもしっかりとその周知をしていただくことをお願い申し上げ、私の質疑を終わります。